

令和2年(ワ)第28563号損害賠償請求事件

原告 (閲覧制限) ほか16名

被告 国

準備書面(4)

令和4年10月17日

東京地方裁判所民事第12部乙合A係 御中

被告指定代理人

藤	枝	祐	人
市	原	麻	衣
三	森	久	舟
大	庭	陽	子
宮	崎	文	康
森		香	太
治	部	宏	樹
村	上		岳
伊	集	浩	平

被告は、本書面において、原告らの令和4年7月28日付け準備書面(4)（以下「原告ら準備書面(4)」という。）における原告らの主張を踏まえ、必要と認める限度で反論する。

なお、略語等については、本書面に定義するもののほか、従前の例に従う。

- 1 原告らは、「離婚後共同親権・共同監護」の導入の提案が、法務省と自民党から行われた」とし、このことから、「法改正により「離婚後共同親権・共同監護」制度を導入することにより、「自由面会交流権」を保障できることは明白である」旨主張する（原告ら準備書面(4)35ないし37ページ）。
- 2 (1) しかしながら、古川禎久前法務大臣が、自由民主党政務調査会法務部会長から、離婚後共同親権（監護権も含む。）制度を導入すべき旨を内容とする「法務部会 家族法制のあり方検討PT 提言」（甲83の2）の手交を受けるに際し、「子供の最善の利益を追求することは共通した思いだ」と応じたとする記事があること（甲82）は認められるものの、これをもって、同大臣がいわゆる離婚後共同親権の導入を提案・約束したことになるものではない。

また、法務大臣の諮問に応じて現在調査審議を行っている法制審議会家族法制部会では、離婚後に父母双方が親権を有することを可能にする改正案と、現行法を維持する案を併記した上で、様々な考え方を提示しているところである（甲81）。そのため、これをもって「子どもの最善の利益を確保するためには、「離婚後共同親権・共同監護」が求められていることは明白である」（原告ら準備書面(4)37ページ）ということもできない。

- (2) 加えて、本件において原告らが主張するのは、憲法上の権利ないし憲法により保障される人格的利益としての親子等の面会交流権であるところ、原告らがいう「自由面会交流権」がこれと同じ内容を指すものであるのか否かは

不明瞭である。この点をおき、法制審議会家族法制部会での議論状況や自由民主党政務調査会法務部会の提言の内容を前提としたとしても、これらは「自由面会交流権」について述べているものではないから、そのような議論や提言がされていることをもって、「離婚後共同親権・共同監護」制度を導入することにより、「自由面会交流権」を保障できることは明白である」ということも困難である(原告ら準備書面(4)37ページ)。このことは、離婚前についても同様である。

- (3) 結局、原告らの主張によっても、「国会(国会議員)の法改正により「離婚後共同親権・共同監護」制度を導入することにより、「自由面会交流権」を保障できることは明白である。それは、離婚後だけでなく、離婚前についても同様であることは明白である。」(原告ら準備書面(4)37ページ)などということとはできないのであって、原告らの前記1の主張には理由がない。

以上

第 348736 号

# 訴訟代理権消滅通知書

西 臨太郎

上記の者の下記事件についての訴訟代理権が消滅したことを通知する。

令和4年10月17日

法務大臣

葉梨 康弘



記

東京地方裁判所

令和2年(ワ)第28563号

損害賠償請求事件